

新潟市介護保険事業等運営委員会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市介護保険事業等運営委員会（以下「委員会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定める。

(委員定数)

第2条 公募委員の定数は、4人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市に在住する満18歳以上の者
- (2) 本市の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市職員、本市議会議員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail 等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市介護保険事業等運営委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募のつど設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 福祉部長
- (2) 高齢者支援課長
- (3) 地域包括ケア推進課長
- (4) 介護保険課長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。